

忠岡駅周辺活性化開業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、忠岡町補助金交付規則（昭和52年忠岡町規則第8号）に定めるもののほか、忠岡駅周辺活性化開業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、忠岡駅周辺で新規の出店を行う者に対し、予算の範囲内において小売業及び飲食店の新規出店に伴う店舗改装に係る費用の一部を補助する事により、本町の駅前のにぎわいと活力の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町長が別に定める範囲にかかる土地に出店しようとするもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）に定める日本標準産業分類に掲げる大分類Ⅰ卸売業、小売業のうち中分類56各種商品小売業から中分類61無店舗小売業まで又は大分類Ⅲ宿泊業、飲食サービス業うち中分類76飲食店及び中分類77持ち帰り・飲食サービス業（ただし、小分類のうち管理、補助的経済活動を行う事業所は除く。）（以下「補助対象店舗」という。）を営む者であること。
- (2) 補助対象店舗を営むために店舗を新規出店する者であること。
- (3) 市町村での税を滞納していないこと。
- (4) 補助金の交付決定を受けた日から1年以上継続して事業を営む意思を有すること。
- (5) 補助対象店舗を営むために必要な許認可を得ていること又はその見込みがあること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する事業その他町長が不相当と認める事業を営む者でないこと。

2 前項の規定に関わらず、忠岡町暴力団排除条例（平成24年忠岡町条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者は補助対象者とししない。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象店舗の新規出店に伴う店舗部分の内装及び外装に係る工事、店内造作工事、電気工事、給排水工事の費用とする。

2 前項の工事費は、総工事費から次に掲げる費用を除いて得た額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(1)補助の対象建物に付属しない備品類の購入費用

(2)その他補助の対象経費として不適当であると町長が認めるもの

（補助金額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において工事費の2分の1に相当する額（その額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円）とする。

2 前項の規定により算出した額の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助対象者のうち補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、忠岡駅周辺活性化開業支援補助金交付申請書（様式第1号）に忠岡駅周辺活性化開業支援事業計画書（様式第2号）を添えて、あらかじめ忠岡町商工会に提出し、新規創業に伴う確認書（様式第3号）の発行を受けた後、次に掲げる書類を指定された期日までに町長に申請しなければならない。

(1) 忠岡駅周辺活性化開業支援補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 忠岡駅周辺活性化開業支援事業計画書（様式第2号）

(3) 新規創業に伴う確認書（様式第3号）

(4) 建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し

(5) 工事見積書

(6) 工事施工前の建物の現況図面及び工事施工予定箇所の写真

(7) 納税証明書（町税に滞納がないことを証するもの。忠岡町以外の方については居住地の市町村税についても滞納がないことを証するもの。）

(8) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(1) 法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に違反していないこと。

(2) 予算の範囲内であること。

(3) 補助事業の目的及び内容が適正であること。

(4) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。

(5) その他、町長が必要と認める事項

- 2 町長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 町長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
- 4 町長は、第6条の規定による補助金の交付の申請があった日から60日以内に、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(補助金交付の条件)

第8条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 申請時に申告した事業開始予定日までに開店すること。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更（町長の定める軽微な変更を除く。）をする場合には、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (5) 町長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し報告を求め、又は町職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (6) 法令等及びこの要綱を遵守すること。

(決定の通知)

第9条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、忠岡駅周辺活性化開業支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、忠岡駅周辺活性化開業支援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げは、忠岡駅周辺活性化開業支援補助金交付申請取下書（様式第6号）を町長に提出することにより行わなければならない。
- 3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

- 第11条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ忠岡駅周辺活性化開業支援補助金変更承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助対象経費の20%未満の減額変更）であって、補助事業の目的に変更がないものについては、この限りでない。
- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ忠岡駅周辺活性化開業支援補助金中止・廃止承認申請書（様式第8号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を文書で町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 町長は、第1項又は第2項の規定により承認をしたときは、当該補助事業者に係る補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において、町長は、補助事業の変更等に伴う忠岡駅周辺活性化開業支援補助金交付決定取消・変更通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第12条 町長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 町長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）
- 3 町長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、事情変更による忠岡駅周辺活性化開業支援補助金交付決定取消・変更通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の適正な遂行)

- 第13条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付し

た条件その他法令等に基づく町長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第14条 町長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で町職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

2 補助事業者は、町長の請求に基づき、補助事業の遂行の状況について報告しなければならない。

(事業遂行等の指示)

第15条 町長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう必要な指示をすることができる。

2 町長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助事業の遂行の一時停止を指示することができる。

3 町長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を指示する場合においては、当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに補助事業者がとらないときは、第20条第1項第4号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を当該補助事業者に告知するものとする。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から2月以内に、忠岡駅周辺活性化開業支援補助金実績報告書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 工事完了届
- (3) 請求書
- (4) 工事完了後の建物の現況図面
- (5) 工事完了箇所の写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第17条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の

決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、忠岡駅周辺活性化開業支援補助金額確定通知書（様式第 11 号）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の額の確定は、前条の規定による実績報告に基づき算出された額と、第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付決定額（第 11 条第 4 項又は第 12 条第 1 項の規定により変更した場合は、当該変更後の額とする。）とのいずれか低い額をもって行う。

（是正のための措置）

第 18 条 町長は、第 16 条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう当該補助事業者に対して指示することができる。

- 2 前 2 条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

（補助金の交付）

第 19 条 町長は、第 17 条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、忠岡駅周辺活性化開業支援補助金交付請求書（様式第 12 号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の交付請求書を受け、開店した日から 30 日以内に補助金を交付するものとする。

（決定の取消）

第 20 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第 8 条の規定に基づく条件に違反したとき。
- (4) 第 15 条又は第 18 条第 1 項の規定に基づく町長の指示に従わなかったとき。
- (5) 正当な理由なく第 16 条の規定による実績報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 開店後 1 年以内に閉店したとき。但し、やむを得ない事情によるものと町長が認める場合はその限りでない。
- (7) 第 3 条第 2 項に該当すること若しくは該当していたことが判明したとき。
- (8) 補助事業者の責めに帰すべき事情により、当該補助事業の適正な履行が行われないと認められるとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 町長は、第1項の規定による取消しをしたときは、忠岡駅周辺活性化開業支援補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第21条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、町長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、補助金を返還すべきものに対し、忠岡駅周辺活性化開業支援補助金返還命令書（様式14号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（他の補助金の一時停止等）

第22条 町長は、補助事業者が補助金の返還を求められ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付すべき補助金の額と未納付額とを相殺することができる。

（理由の提示）

第23条 町長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（関係書類の整備）

第24条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第17条の規定による補助金額確定通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の忠岡駅周辺活性化開業支援補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の際、当該施行により新たに補助対象者となる者であって、次の各号のいずれにも該当するものについても適用する。

- (1) 令和7年1月1日から令和7年3月31日までの間に補助対象店舗の新規出店に伴う店舗の改装に係る工事を着工したもの
- (2) 令和7年6月30日までに当該補助対象店舗を開店したもの
- (3) 次項の申請の時点において引き続き営業しているもの
(委任)

3 この附則に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。